

北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年度10月版） 新旧対照表

改正後	改正前	頁、改正理由
<p>I 土木工事共通仕様書（本文）</p>		
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p>	
<p><b>1-1-1-22 建設副産物</b> (中略)</p> <p>7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、<u>提出時にその内容を説明</u>しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、<u>提出時にその内容を説明</u>しなければならない。</p> <p><u>9. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>10. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を<u>記録し</u>、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに<u>5</u>年間保管しなければならない。<u>また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</u></p> <p>※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p><b>1-1-1-22 建設副産物</b> (中略)</p> <p>7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を<u>把握し</u>、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに<u>1</u>年間保管しなければならない。</p> <p>※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>I-1-1-16 I-1-1-17</p> <p>令和5年1月1日施行 「資源有効利用促進法政省令」の一部改正に伴う変更</p>